

公立久米島病院だより



久米島おとな健康プロジェクト④

—受動喫煙防止条例について—

① 病院長 深谷 幸雄

それではこれから受動喫煙防止条例についてのシリーズを始めましょう。2010年WHO世界保健機構とIOC国際オリンピック委員会は協定に調印し「たばこのないオリンピックをめざす」となりました。これは会場の禁煙化ばかりではなく、たばこ産業のスポンサーも拒否するものです。これ以後パルセロナから始まつてリオデジャネイロに至るまでオリンピック開催都市はすべて罰則つきの「受動喫煙防止条例」が制定されています。そしてオリンピック関連から拡大し、この七年間でヨーロッパ、アメリカばかりでなくアフリカ、オセアニア、中東、アジア各国でも、日本と北朝鮮を除く大多数の国が受動喫煙防止条例を施行し、公共の場や屋内を全面禁煙にしています。この世界の流れから見て、「たばこに関して世界で最も後進国＝日本」と言われている理由がおわかりでしょうか。それほど受動喫煙というものが健康に害を与えていると言うことをこれからシリーズでお伝えしたいと思います。（喫煙が健康に最も害を与えることも強調したいのですが、今回はあえて受動喫煙に焦点を絞つて話をします）まず受動喫煙に関する言葉を説明しましょう。たばこを吸う時に口から吸い込まれて肺の中に入していく煙を「主流煙」といいます。



これを「能動喫煙」と言います。たばこから直接立ち上つてくる煙や「能動喫煙」の後、口からはき出されてくる煙を「副流煙」と言います。この「副流煙」をたばこを吸わない人が吸い込むことを「受動喫煙」と言います。旦那さんがたばこを吸う場合、奥さんの受動喫煙による健康被害は一日5～10本のたばこを吸う健康被害に匹敵します。たばこを吸わない人の受動喫煙による死亡リスクは14～75%増加するという数字が示されています。たばこの煙はにおいが不快だということではなく、それを吸うことによつてもたらされる健康被害だと言うことをまず認識して欲しいと思います。次回は受動喫煙による健康被害についてお話しします。